

## 政令第百三十六号

構造改革特別区域法施行令及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十三号）の施行に伴い、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条の三第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第一条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条を削る。

第四条の前の見出しを削り、同条を第二条とし、同条の前に見出として「（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読み替え）」を付し、第五条を第三条とし、第六条から第八条までを二条ずつ繰り上げる。

別表中「第八条」を「第六条」に改め、同表第一号中「第七条」を「第五条」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令の一部改正）

第二条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（写真の撮影及び指紋の採取に準ずる検査）

第十条 法第三十三条の三第一項第一号に規定する政令で定める検査は、個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための手の静脈の画像情報の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による採取とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（以

下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。次項において「旧特区法」という。）第十一条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令（次項において「旧特区法施行令」という。）第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十一条の二の規定の適用については、旧特区法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。